三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁並びに鳥栖市役所及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市北多久町大字多久原五四二九の三六から五四二九の四三まで、五四二九の六〇、五四二九の六二、五四二九の六五、五四二九の六七、五四二九の六九、五四二九の七一、五四二九の七三、五四二九の七五、五四二九の七七、五四二九の七九、五四二九の八一、五四二九の八三、五四二九の八五、五四二九の八七、五四二九の八九

二　指定の目的　水源の涵養

○農林水産省告示第二千四百一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランドＳＬＴＶ19	212008	日本ニューホランド株式会社

2　検査成績の概要
検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町楠字椴ノ木六六、六七の二、六七の三、厳木町厳木字鶴五九六の四、五九六の九、五九七の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
居久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県南佐久郡小海町大字豊里
字穴沢　三七二番一
字まま上　四三八番二及び四三八番三
四四〇番一及び四四〇番三
四四一番
四四二番一及び四四二番二
四四三番二
四四四番から四四六番まで
四四七番一
四四八番一から四四八番三まで
四四九番及び四五〇番
四五一番一及び四五一番二
四五二番一及び四五二番二
四五三番から四五六番まで
四五七番一及び四五七番二
四五八番
四六〇番
四六一番一から四六一番三まで
四六二番
四六三番二
四六四番
四六七番及び四六八番
四六九番一
四七〇番
四七一番一及び四七一番二
四七二番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沼沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第九百三十六号で指定した大沼沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県佐久市内山
字大沼　一四二番イの一　一号
一三四番二　二号
一三五番五　三号
一四〇番一　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
草山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第五十六号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

長野県千曲市大字倉科
字鳶ノ巣　一九〇八番六　一号
一八一三番一　三号
一八一五番一二　四号
字北ノ入　一八三八番九　二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大日影沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した神田川に掲げる土地の区域及び昭和三十八年建設省告示第二百九十九号で指定した大日影沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県長野市松代町西条
字南名倉　一三五九番　一号
一三五七番一　二号
一三六九番　三号
一三七七番イ　四号
一三八六番ロ　五号
一三八五番一　六号
一三五四番イ　七号
一三五五番イ　八号
一三四四番　九号
字北名倉　一二六八番一　十号
一二五三番　十一号
一二四九番一　十二号
一二五〇番三　十三号